

○少子化が進む中、中学校の部活動の維持が困難になりつつある。学校によって部活動の選択肢が限られ、生徒の多様なニーズに応じた活動の機会を保障し、生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保が急務である。その際、生徒の自主的な活動であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、村上市民総がかりで、新しい価値を創出することが大切である。対象は村上市在住の中学生（県立含む）とする。

○「部活動の地域移行に関する検討会議の提言」を踏まえ、令和4年12月に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、村上市は、新たな「地域クラブ活動」を整備することにした。

○村上市「地域クラブ活動」は、村上市教育委員会が関与し、村上市内のNPO法人等が運営主体となる。運営主体の傘下に入って、管理・監督（ガバナンス・コード）を受けて連携した団体が、指導者を確保し、国や県、村上市の支援を受け、受益者負担の原則（負担の軽減を最大限行う）の下に活動をする。文化部については、当面の間、村上市教育委員会による直轄方式をとり、段階的な移行を目指す。

○令和5年度から令和7年度までの3年間を移行期間とする。令和8年度初から休日の活動は完全に移行し、平日の活動も同時期の移行を目指す。令和5年2月に希望する団体、希望する指導者の募集、各学校での生徒及び保護者への説明をする。3月から希望する教師の兼職兼業手続きも行う。

○令和5年以降、毎年4月の各中学校の部活動説明会とPTA総会で、村上市「地域クラブ活動」となる団体について説明し、活動への参加生徒を募集する。移行期間は学校部活動と「地域クラブ活動」が同時に活動することになる。混乱を避けるため「融合型部活動」を行う。

I 村上市「地域クラブ活動」

<スポーツ>

村上市教育委員会

総括運営主体（総括コーディネーター）

サ
ン
ス
マ
イ
ル

運

希
楽
々

営

ウ
ェ
ル
ネ
ス

主

愛
ラ
ン
ド

体

さ
ん
ば
く
協
会

各中学校に令和4年度にある部活動は何らかの形で「地域クラブ活動」団体に移行することを目指す。なお、スムーズな移行のために合同での活動を行う。

荒
中

岩
神
中
中

東
一
中
中

朝
中

山
中

<吹奏楽> ※他の文化部を含む

総括運営主体（当面 村上市教育委員会）

運営主体

「文化クラブ（仮称）」

※ 休日 市内合同 兼職兼業指導者

※ 市内一カ所で活動

各PTAが、吹奏楽部を中心とする「文化クラブ（仮称）」を立ち上げ、「監視員」を雇用する。

荒
中
P
T
A

神
中
P
T
A

岩
中
P
T
A

一
中
P
T
A

東
中
P
T
A

朝
中
P
T
A

山
中
P
T
A

II 指導者

総括運営主体は、希望する者の指導者としての適性や資格等を審査し、登録承認する。登録は年度毎とする。また、「指導者育成プログラム」を実施し、公認指導者資格を取得させる。村上市内の人材を有効に活用する。教師が兼職兼業承認を受け地域指導者となることを妨げない。

III 活動場所 移動手段等

村上市「地域クラブ活動」については、原則として学校施設以外の既存施設を利用する。ただし、季節や天候によって学校施設を利用する場合もある。移行期間について、平日の活動場所までの移動は、「クラブバス（仮称）」の運行を検討する。移行後は運営主体と団体で手配・運行する。休日は保護者送迎を原則とするが、移行期間内の市内での合同の活動や中体連又は吹奏楽連盟の大会等の場合は休日の通学バスの利用を検討する。この場合の費用は村上市教育委員会が補助を検討する。道具や用具は個人負担を原則とする。